平成２７年（フ）第８６号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷３丁目18番36―517号
破産者　板倉　亮輔
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１号
さいたま市岩槻区府内２丁目23番８号　オレンジハイツ102号、破産手続き開始決定時の住所さいたま市岩槻区宮町２丁目４番29号
破産者　ヒガミ吹付工業所こと　樋上　邦夫
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９号
さいたま市西区大字指扇482番地１
破産者　神田　万記（旧姓池端）
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
埼玉県加須市下三俣324番地１　サンクラディＢ棟、前住所埼玉県桶川市東２丁目10―13キューズ・リヴィエール105号室
破産者　亀山　信男
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１７号
埼玉県深谷市瀬山443番地
破産者　小久保真丞
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４２１号
川崎市宮前区菅生３丁目１番14―203号　石島ハイツ
破産者　鈴木　茉耶
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
川崎市宮前区神木本町３丁目10番２号　永井荘Ｂ―100
破産者　後藤　一洋
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
川崎市宮前区神木本町３丁目10番２号　永井荘Ｂ―100
破産者　後藤　詩織（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７５９号
名古屋市天白区古川町29番地　セントラルハイツ野並301号室
破産者　鈴木　髙一
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１８８号
奈良市川上町583番地の１
破産者　南田　拓也
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９号
兵庫県加古郡播磨町南大中１丁目５番29号ヴァンシエルスクエア201号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町一色623番地の１レオパレスいけざわＡ―113号
破産者　ＥＩＧＨＴことアイズボックスこと　飯田　貴志
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３６号
兵庫県豊岡市梶原352番地の９　メゾン・ド・梶原１―Ａ号、開始決定時の住所兵庫県豊岡市泉町16番14号
破産者　中尾工作所こと　中尾　博
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
兵庫県豊岡市戸牧202番地の12
破産者　川崎洋一郎
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
奈良市西大寺国見町１丁目２番701号、申立て時の住所奈良県大和郡山市筒井町463番地１　ふぁみーゆ筒井507号
破産者　渥美　和彦
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９４２号
広島市東区尾長東１丁目８番３―103号
破産者　山﨑　政登
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７７号
広島県安芸郡坂町坂東３丁目８番31―１号
破産者　吉野　久美
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４号
広島市南区東雲２丁目２番14―302号
破産者　おふく亭こと　福田　佳代
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５６８号
熊本県上益城郡嘉島町大字鯰1765番地２　エスポアール彩雲103
破産者　須頭　久
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１２号
大分県別府市石垣西８丁目３番41号
破産者　森本　大輔
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係